

令和8年10月からスタート！

保育所・認定こども園の 0～2歳児 保育料を「半額化」しました

高崎市は、子育て世帯の経済的負担軽減のため保育料の独自軽減（半額化）を実施しています

1 対象となるお子さま・開始時期

- 対象児童：認可保育所（園）・認定こども園を利用する**0～2歳児クラス**の児童
- 開始時期：**令和8年10月分**の保育料から軽減を適用

保護者による申請等の手続きは【不要】です！

2 変更後保育料の例（最高所得階層の例）

【例】第1子（2歳児）＋第2子（0歳児）の世帯

児童	9月分まで	10月分から（半額）
第1子（2歳児）	51,280円	25,640円
第2子（0歳児）	24,140円	12,070円

💡 軽減の趣旨

3歳以上児は国の制度により無償化されていますが、0～2歳児の無償化は非課税世帯等に限られていました。高崎市では子育て世帯の経済的負担をさらに軽減するため、市独自で本市基準額の半額まで引き下げ、安心して子育てできる環境を整えます。

【お問い合わせ先】高崎市役所 保育課

 TEL: 027-321-1246

高崎市２・３号認定子ども保育料基準額

令和８年１０月時点

(単位：円)

階層 区分	児童の属する世帯の市町村民税額区分		高崎市保育料月額					
			０～２歳児クラス				３～５歳児クラス	
	定 義		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間	保育短時間
			軽減前 (R8年9月分まで)	軽減後 (R8年10月分から)	軽減前 (R8年9月分まで)	軽減後 (R8年10月分から)		
A	生活保護世帯		0	0	0	0		
B0	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0		
B1		ひとり親世帯等を除く	0	0	0	0		
C0	均等割のみ課税	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
C1		ひとり親世帯等を除く	7,600 (3,800)	3,800 (1,900)	7,470 (3,730)	3,730 (1,860)		
C2	24,300 円未満	ひとり親世帯等	1,200 (0)	600 (0)	1,170 (0)	580 (0)		
C3		ひとり親世帯等を除く	9,940 (4,970)	4,970 (2,480)	9,770 (4,880)	4,880 (2,440)		
C4	24,300 円以上	ひとり親世帯等	2,310 (0)	1,150 (0)	2,270 (0)	1,130 (0)		
C5		ひとり親世帯等を除く	10,370 (5,180)	5,180 (2,590)	10,190 (5,090)	5,090 (2,540)		
D1	48,600 円以上	ひとり親世帯等	3,860 (0)	1,930 (0)	3,790 (0)	1,890 (0)		
D1		ひとり親世帯等を除く	12,690 (6,330)	6,340 (3,160)	12,470 (6,220)	6,230 (3,110)		
D2	51,700 円以上	ひとり親世帯等	4,860 (0)	2,430 (0)	4,770 (0)	2,380 (0)		
D2		ひとり親世帯等を除く	14,680 (7,240)	7,340 (3,620)	14,430 (7,110)	7,210 (3,550)		
D3	58,700 円以上	ひとり親世帯等	4,980 (0)	2,490 (0)	4,890 (0)	2,440 (0)		
D3		ひとり親世帯等を除く	17,010 (8,310)	8,500 (4,150)	16,720 (8,160)	8,360 (4,080)		
D3	77,101 円以上	78,000 円未満	17,010 (8,310)	8,500 (4,150)	16,720 (8,160)	8,360 (4,080)		
D4	78,000 円以上	97,000 円未満	22,950 (10,250)	11,470 (5,120)	22,550 (10,070)	11,270 (5,030)		
D5	97,000 円以上	114,500 円未満	27,940 (12,470)	13,970 (6,230)	27,460 (12,250)	13,730 (6,120)		
D6	114,500 円以上	134,100 円未満	33,270 (15,130)	16,630 (7,560)	32,700 (14,870)	16,350 (7,430)		
D7	134,100 円以上	169,000 円未満	39,430 (18,210)	19,710 (9,100)	38,750 (17,900)	19,370 (8,950)		
D8	169,000 円以上	242,400 円未満	45,950 (21,470)	22,970 (10,730)	45,160 (21,100)	22,580 (10,550)		
D9	242,400 円以上	301,000 円未満	48,210 (22,600)	24,100 (11,300)	47,390 (22,210)	23,690 (11,100)		
D10	301,000 円以上	397,000 円未満	49,960 (23,480)	24,980 (11,740)	49,110 (23,080)	24,550 (11,540)		
D11	397,000 円以上		51,280 (24,140)	25,640 (12,070)	50,400 (23,720)	25,200 (11,860)		

令和元年１０月からスタートした幼児教育・保育の無償化により、３歳以上児（３～５歳児クラス）の保育料は「０円」です。

(備考)

(1) 階層区分は、４月～８月は前年度分の市町村民税額、９月～翌年３月は当年度分の市町村民税額により判定します。

・保育料算定に必要な税資料が確認できない場合（市民税未申告の場合を含む）は、階層区分D11の保育料で決定となります。

・階層区分 B、C、Dに該当するひとり親世帯等とは、ひとり親家庭、在宅障害児（者）を有する世帯が該当します。

・階層区分の判定における市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。

(2) 保育料の年齢区分は４月１日現在の年齢により区分します。年度の途中で満３歳に達したとしても、保育料は変わりません。

（３歳未満児の年齢区分が適用されます）

(3) 保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料の▲1.7%、10円未満切捨てを基本として設定しています。

(4) ご家庭におけるお子さんが小学校就学前の範囲の中で２人以上おり、その範囲内で１人目が次の対象施設等に入所等している場合は、２人目の保育料はおおよそ半額とします（上表の（ ） 内の金額）。

<対象施設等>

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

【第２子の保育料軽減の特例】

世帯の所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯等に該当する場合は77,101円未満）かつ、所得が５８万円以下で保護者と生計を一にする子どもが２人以上いる場合、１人目の年齢に関わらず２人目の保育料は半額とします（上表の（ ） 内の金額）。

(5) 施設を利用しているお子さんがご家庭における第３子以降であり、所得が５８万円以下で保護者と生計を一にしているきょうだいがいる場合、保育料を無料とします。

(6) 保育料のほかに、施設設置者が定める必要経費（教材費、送迎費ほか）を徴収される場合があります。詳細は直接、施設にお問い合わせください。